

## 遅延理由書

このたび、  
において、  
を変更して  
おりました。

このことについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条第 項の規定に基づき  
30日以内に  
あらかじめ  
変更の届出をしなければなりませんでしたが、失念しておりました。

薬事関係の法規を再確認し、今後は、規定事項を遵守しますので、今回につきましては寛大な措置をお願いいたします。

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名